

令和6事業年度

事業報告書

自 令和 6 年 4 月 1 日

至 令和 7 年 3 月 31 日

独立行政法人農畜産業振興機構

目 次

1 法人の長によるメッセージ	1
2 法人の目的、業務内容	2
(1) 法人の目的	
(2) 業務内容	
3 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	3
4 中期目標	5
(1) 第5期（令和5年度～令和9年度）中期目標期間の概要	
(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標	
5 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	7
(1) 行動憲章	
(2) 運営上の方針・戦略等	
6 中期計画及び年度計画	8
7 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	25
(1) ガバナンスの状況	
(2) 役員等の状況	
(3) 職員の状況	
(4) 重要な施設等の整備等の状況	
(5) 純資産の状況	
(6) 財源の状況	
(7) 社会及び環境への配慮等の状況	
(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉	
8 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	30
(1) リスク管理の状況	
(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	
9 業務の適正な評価の前提情報	32
(1) 畜産（肉畜・食肉等）関係	
(2) 畜産（酪農・乳業）関係	
(3) 野菜関係	
(4) 特産関係（砂糖・でん粉）	
(5) 情報収集提供	
10 業務の成果と使用した資源との対比	45
(1) 当事業年度の主な業務成果・業務実績	
(2) 自己評価（令和6年度項目別評定総括表）	
(3) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況	
11 予算と決算との対比	47
12 財務諸表	48
(1) 貸借対照表	
(2) 行政コスト計算書	
(3) 損益計算書	
(4) 純資産変動計算書	
(5) キャッシュ・フロー計算書	
13 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	51

(1) 貸借対照表	
(2) 行政コスト計算書	
(3) 損益計算書	
(4) 純資産変動計算書	
(5) キャッシュ・フロー計算書	
1 4 内部統制の運用に関する情報	53
1 5 法人の基本情報	53
(1) 沿革	
(2) 設立に係る根拠法	
(3) 主務大臣	
(4) 組織体制	
(5) 事務所の所在地	
(6) 主要関連会社及び関連公益法人等の状況	
(7) 主要な財務データ（法人単位）の経年比較	
(8) 翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画（法人単位）	
1 6 参考情報	61
(1) 要約した法人単位財務諸表の科目の説明	
(2) その他公表資料等との関係の説明	

1 法人の長によるメッセージ

独立行政法人農畜産業振興機構（Agriculture & Livestock Industries Corporation。以下「a l i c」という。）は、旧農畜産業振興事業団及び旧野菜供給安定基金を母体として平成15年10月1日に設立されました。

以来、農畜産業分野の政策実施機関として、農畜産業及び関連産業の健全な発展と国民消費生活の安定に寄与することを使命に、我が国の農業総産出額の約7割を占め、国民の皆様の消費生活において重要な畜産物、野菜、砂糖及びでん粉の安定供給を図るため、生産者の経営安定対策、需給調整・価格安定対策、家畜疾病や自然災害等の発生に対応する緊急対策や農畜産物の生産・流通等に関する情報収集提供等の業務を実施してまいりました。

第5期中期目標期間の2年目である令和6年度は、畜産関連では牛枝肉価格や和子牛の取引価格の低迷、乳製品の需給緩和、飼料穀物価格の高騰等に対する支援対策に引き続き取り組んだほか、能登半島において発生した地震や豪雨による被災への緊急対策として、飼養管理に要する飲料水等の確保等の支援の拡充、生産者負担金の納付期限の延長等を実施しました。また、野菜関連ではオンラインで野菜生産者と実需者の商談の場を提供する国産やさいマッチングサイト「ベジマチ」の登録者数がついに1,000を超えるました。さらに、砂糖及びでん粉関連では、異性化糖に係る糖価調整制度の運用の見直しに伴い、平成23年以来、約13年ぶりの異性化糖調整金徴収業務を円滑に再開することができました。また、令和6年度の補正予算では、糖価調整制度の安定運営を図るため、必要な資金として60億円が措置されています。

また、農畜産物をめぐる国内外の情勢が変化する中、関連情報を収集し、広く提供する業務の重要性が一段と高まっています。国内外の関係者との対面による情報交換や取材・調査のほか、海外に人材を派遣し情報収集体制を強化するなど、これまで蓄積したさまざまなツールやパイプを活用して、海外を含めた農畜産物の需給・価格の動向、我が国の農畜産物の輸出可能性や輸出促進に関する先進事例等について情報収集、整理・分析を行い、ホームページや情報誌等を通じて発信していきます。さらに、SNSも活用して農畜産物の生産・流通・消費についての理解の促進に努めたいと考えております。

一方、組織運営につきましては、デジタル・トランスフォーメーションの流れに後れをとらないよう、業務手続のオンライン化や内部管理のデジタル化等の対応を着実に進め、生産者や事業者の事務手続の軽減や効率的かつ円滑な業務運営に努めるとともに、ガバナンスの充実・強化に引き続き取り組みつつ、取り巻く情勢の変化に対応し、その責務を果たすことができるよう、役職員一同全力で取り組むこととしております。

本事業報告書が、a l i cの様々な活動についてご理解をいただく一助になることを願っております。

独立行政法人 農畜産業振興機構

理事長 天 羽 隆



2 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的 (独立行政法人農畜産業振興機構法 第3条)

a l i c は、畜産経営の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を補助する業務を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的としています。

(2) 業務内容

- ア 肉用牛又は肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための肉用牛及び肉豚についての交付金の交付
- イ 加工原料乳生産者の経営の安定等を図るための生産者補給交付金等及び集送乳調整金の交付
- ウ 国際約束数量（カレントアクセス）に基づく指定乳製品等の輸入、売渡し、交換及び保管
- エ 内外価格差の調整を図るための機構以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻し
- オ 畜産物の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業（畜産業振興事業）への補助
- カ 肉用子牛生産者の経営の安定を図るための肉用子牛についての生産者補給交付金等の交付
- キ 野菜生産者の経営の安定等を図るための指定野菜についての生産者補給交付金等の交付
- ク 野菜生産者の経営の安定等を図るためのあらかじめ締結した契約に基づき指定野菜を確保する場合における交付金の交付
- ケ 野菜価格安定法人が行う業務への補助
- コ 野菜の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業（野菜農業振興事業）への補助
- サ 砂糖の価格調整を図るための輸入に係る指定糖・異性化糖等及び輸入加糖調製品の買入れ及び売戻し
- シ さとうきび生産者の経営の安定を図るための甘味資源作物交付金の交付及び国内産糖製造事業の経営の安定を図るための国内産糖交付金の交付
- ス でん粉の価格調整を図るための輸入に係る指定でん粉等の買入れ及び売戻し
- セ かんしょ生産者の経営の安定を図るためのでん粉原料用いも交付金の交付及び国内産いもでん粉製造事業者の経営の安定を図るための国内産いもでん粉交付金の交付
- ソ 畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物並びにでん粉及びその原料作物の生産及び流通に関する情報の収集、整理及び提供

3 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

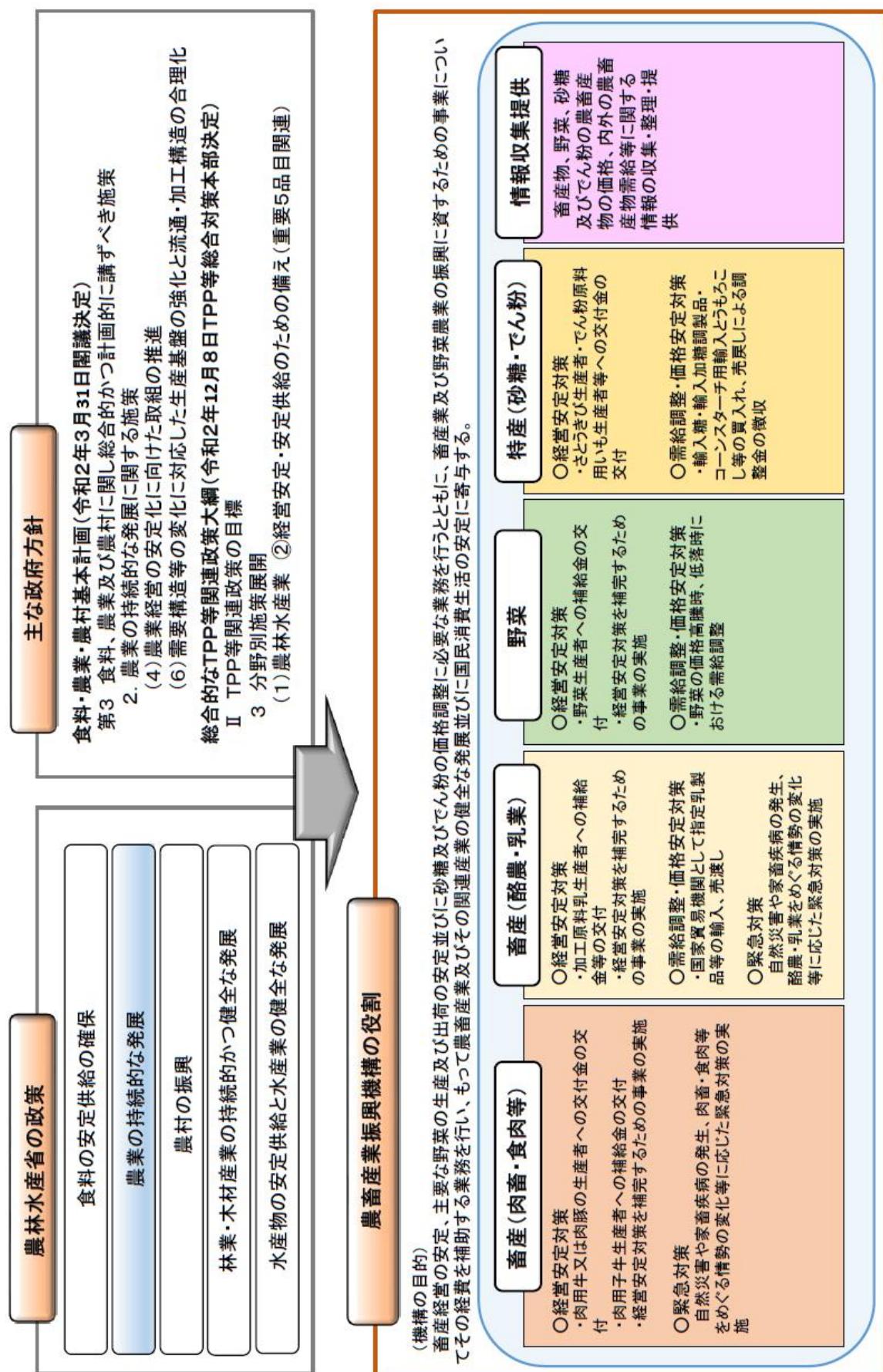
(独立行政法人農畜産業振興機構中期目標より抜粋)

a l i c は、国民生活上重要な畜産物、野菜、砂糖及びでん粉（以下「農畜産物」という。）を対象とした、畜産経営の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価格調整のための業務、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業への補助業務、情報収集提供業務等の政策実施機関として、農畜産業及び関連産業の健全な発展と国民消費生活の安定に寄与するという役割を担っています。

（参考）図1 独立行政法人農畜産業振興機構 政策体系図

独立行政法人農畜産業振興機構 政策体系図

図 1



4 中期目標

(1) 第5期（令和5年度～令和9年度）中期目標の概要

国内における農畜産物・食品については、消費者の低価格志向が続く上に、今後本格的な少子高齢化・人口減少により消費の減少が見込まれています。また、農業分野においても農業者や農村人口の著しい高齢化・減少、これに伴う農地面積の減少という事態に直面しており、今後も農業者の大幅な減少が見込まれる中で、生産基盤が損なわれることに加えて、大規模災害、家畜疾病等の被害が我が国の食料や農業の現場に深刻な影響を及ぼすとともに、新型コロナウイルス感染症など、新たな脅威による経済活動への影響が懸念されています。このため、国は食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定。以下「基本計画」という。）を決定し、国内の需要にも、輸出にも対応できる国内農業の生産基盤の強化を図ることにより、需給の変化に対応した生産・供給体制を構築する等、食料安全保障の確立を推進することとしています。

基本計画決定以降では、国際的な穀物需要の増加やウクライナ情勢等に伴う飼料価格の高騰等が我が国の食料や農畜産業の現場に甚大な影響を及ぼしています。また、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定）では、高齢化や人口減少が進む中、我が国の食関連産業の安定的かつ持続的な発展に向けた競争力の強化や農業者の所得向上を実現するため、農業分野のデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進することとしています。

以上のような農政をめぐる時代の転換にあっては、a l i cが実施する農畜産物を対象とした、経営安定対策や需給調整・価格安定対策、緊急対策、情報収集提供業務等が国の施策の推進にとって一層重要となっていることから、a l i cは引き続き、国との連携強化を図りつつ、機動的かつ効率的に業務を実施することにより、国民の期待と信頼に応え、本中期目標の達成を図ることが求められています。

中期目標の詳細につきましては、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.alic.go.jp/disclosure/keikaku.html>

(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標

セグメント	主な目標
畜産（肉畜・食肉等）関係	<p>(1) 経営安定対策 畜産経営の安定とともに、競争力を高めて生産基盤の強化を図る観点から、肉用子牛、肉用牛及び肉豚についての交付金の交付、肉畜・食肉等に係る補助事業等を実施</p> <p>(2) 緊急対策 畜産をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に重大かつ甚大な影響を及ぼす自然災害や家畜疾病、畜産をめぐる情勢の変化等に対応した畜産農家及び畜産関係者</p>

	への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施
畜産（酪農・乳業） 関係	<p>(1) 経営安定対策</p> <p>酪農経営の安定とともに、競争力を高めて生産基盤の強化を図る観点から、加工原料乳についての交付金の交付、酪農・乳業に係る補助事業等を実施</p> <p>(2) 需給調整・価格安定対策</p> <p>指定乳製品等の需給の安定を図るため、生乳及び牛乳・乳製品の需給に関する情報を定期的に把握するとともに、畜産経営安定法に基づき、指定乳製品等の買入れ、売渡し等を実施</p> <p>(3) 緊急対策</p> <p>酪農・乳業をめぐる諸情勢の変化に対応して緊急に行うものを対象とし、畜産に影響を及ぼす自然災害や家畜疾病、乳製品等の価格の変動など酪農・乳業をめぐる情勢の変化等に対応した生乳生産者及び酪農関係者等への影響緩和対策を、国との緊密な連携の下、機動的に実施</p>
野菜関係	<p>(1) 経営安定対策</p> <p>生産者の経営安定と野菜の安定供給を図るため、価格低落時における生産者補給金の交付や野菜の振興に資するための事業等を実施</p> <p>(2) 需給調整・価格安定対策</p> <p>野菜の需給動向を定期的に把握し、関係者に情報提供するとともに、野菜の需給の調整その他の価格安定に資するための事業を実施</p>
特産関係（砂糖・ でん粉）	<p>(1) 経営安定対策</p> <p>地域経済におけるその重要性に鑑み、実需者ニーズに対応した生産や生産性の向上に向けた取組を推進し、価格調整制度による国内生産の安定を図るため、交付金の交付等を実施</p> <p>(2) 需給調整・価格安定対策</p> <p>制度の円滑な運用を図るため、制度の周知・浸透を図るとともに、砂糖及びでん粉の内外価格差の調整を図るための調整金の徴収を実施</p>
情報収集提供	農畜産物の生産・流通関係者や需要者等に対して、需給動向の判断や経営の安定に資する情報等を適時適切に提供すること等を通じて、生産者の経営安定並びに農畜産物の需給及び価格の安定に寄与するよう、情報収集提供業務を実施

5 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

a 1 i c の理念を表した「行動憲章」及び運営上の方針・戦略等は、以下のとおりです。

(1) 行動憲章

独立行政法人農畜産業振興機構

行動憲章

独立行政法人農畜産業振興機構は、我が国の農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民の消費生活の安定に寄与するという使命を担っている。

a 1 i c 役職員は、こうした使命を果たすに当たり、公的資金を用いて国民生活において重要な農畜産物の安定供給を確保するという責務とその説明責任を深く自覚し、誇りと緊張感をもって業務に臨むとともに、農畜産物の生産・消費の現場に目を向けつつ、以下の指針に基づき、国民へのより良いサービスの実現に最善を尽くす。

- 1 法令と社会規範を遵守し、高い倫理観を保持する。
- 2 効率的かつ的確に業務を遂行する。
- 3 幅広い専門知識やノウハウを、蓄積・継承する。
- 4 真摯なコミュニケーションを通じ、職場内外での連携を深める。
- 5 情勢の変化に常に注意を払い、柔軟かつ迅速に対応する。

(2) 運営上の方針・戦略等

TPP11 協定等の発効以来、新たな国際環境の下、我が国の農畜産業は、持続的発展に向けてその体質強化と成長産業化を進めることが喫緊の課題となっています。こうした中で、a 1 i c の実施する牛・豚マルキン制度の国内生産者向けの経営安定対策や乳製品の輸入売買、野菜の価格安定制度、砂糖の価格調整制度などの需給調整・価格安定対策等の業務は、我が国の農畜産業の競争力強化策の根幹となるものであり、その執行に万全を期すとともに、近年多発する自然災害や動物疾病等に係る緊急対策を迅速かつ的確に実施することが求められています。このため、a 1 i c は、国との連携強化を図りつつ、機動的かつ効率的に業務を実施するとともに、業務の執行状況を見ながら必要に応じ体制を見直すなど対応に遺漏がないよう取り組んでいくことが必要であると考えています。

また、農畜産物をめぐる国内外の情勢が変化する中、海外を含めた農畜産物の需給・価格の動向、我が国の輸出可能性等に関連する情報を収集し、生産者・消費者を含め広く提供する業務の重要性も一段と高まっています。このため、令和5年度から新たに中国に人材を派遣するなど海外における情報収集体制を強化し、国内外の関係者との対面による情報交換や現地調査を積極的に実施しています。引き続き、これまで蓄積した様々なツー

ルやパイプを活用するとともに、可能な限りニーズに即した内外の情報収集とＳＮＳも活用した幅広い情報提供に努めたいと考えております。

6 中期計画及び年度計画

a l i c は、中期目標を達成するための中期計画と、これに基づく年度計画を作成しています。第5期（令和5年度～令和9年度）中期計画、令和6年度計画及び業務実績の概要は表1のとおりです。

中期計画及び年度計画の詳細につきましては、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.alic.go.jp/disclosure/keikaku.html>

中期計画、令和6年度計画及び業務実績の概要

表1

中期計画の概要		令和6年度計画の概要	令和6年度の業務実績の概要
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置			
1 畜産（肉畜・食肉等）関係業務			
(1) 経営安定対策			
△ 肉用牛交付金の交付（販売確認申出書提出期限から35業務日以内に交付） 【重要度：高】	△ 肉用牛交付金の交付（販売確認申出書提出期限から35業務日以内に交付） 【重要度：高】	△ 肉用牛交付金の交付（販売確認申出書の提出期限から30業務日以内に交付） 【重要度：高】	△ 販売確認申出書の提出期限から全て35業務日以内に交付（3万4,308件） 本年度は標準的販売価格が標準的生産費を上回ったため、交付金交付の実績なし
△ 肉豚交付金の交付（販売確認申出書提出期限から30業務日以内に交付） 【重要度：高】	△ 肉豚交付金の交付（販売確認申出書の提出期限から30業務日以内に交付） 【重要度：高】	△ 肉用子牛生産者補給交付金等の交付（交付申請受理日から14業務日以内に交付） 【重要度：高】	△ 指定協会からの交付申請受理日から全て14業務日以内に交付（345件）
△ 肉用子牛生産者補給交付金等の交付（交付申請受理日から14業務日以内に交付） 【重要度：高】	△ 肉用子牛生産者補給交付金等の交付（交付申請受理日から14業務日以内に交付） 【重要度：高】	△ 畜産業振興事業の実施（新規・拡充事業は事業説明会等の実施により効率的かつ効果的に実施） △ 畜産業振興事業の実施（新規・拡充事業は事業説明会等の実施により効率的かつ効果的に実施） 【重要度：高】	△ 第2の6参照（P.17）
(2) 緊急対策			
△ 緊急対策の実施（国の要請から原則18業務日以内に事業実施要綱の制定） 【難易度：高】	△ 緊急対策の実施（国の要請から原則18業務日以内に事業実施要綱の制定） 【難易度：高】	△ 緊急対策の実施（国の要請から原則18業務日以内に事業実施要綱の制定） 【難易度：高】	△ 緊急対策の実施（国の要請から原則18業務日以内に事業実施要綱を全て18業務日以内に受理後、事業実施要綱を全て18業務日以内に

中期計画の概要		令和6年度計画の概要		令和6年度の業務実績の概要	
（1）経営安定対策		改正		改正	
◇ 加工原料乳生産者補給交付金等の交付（交付申請受理日から18業務日以内に交付）	◇ 加工原料乳生産者補給交付金等の交付（交付申請受理日から18業務日以内に交付）	・ 令和6年11月に国内で初めて確認されたランピースキン病のまん延を未然に防ぐための生産者の取組を支援する新たな事業等について、国からの要請文受理後、全て18業務日以内に事業実施要綱を制定又は改正	・ 対象事業者等からの交付申請受理日から全て18業務日以内に交付（134件）	・ 本年度は加工原料乳の平均取引価格が補填基準価格を上回ったため、補填金交付の実績なし	
【重要度：高】	【重要度：高】				
◇ 畜産業振興事業（酪農対策）に係る補填金の交付（概算払請求書受理日から14業務日以内に交付）	◇ 畜産業振興事業（酪農対策）に係る補填金の交付（概算払請求書受理日から14業務日以内に交付）	・ 畜産業振興事業（補完対策）の効率的かつ効果的な実施（新規・拡充事業は事業説明会等の実施により効率的かつ効果的に実施）	・ 第2の6参照（P.17）	・ 国から通知を受けた指定乳製品等の輸入入札の全量について、輸入入札を実施	
（2）需給調整・価格安定対策				・ 四半期毎に農林水産省畜産局長へ届け出る売渡計画に基づき、バター、ホエイ等の売渡入札を実施（1万9,125トン）	
◇ 指定乳製品等の輸入・売買	◇ 指定乳製品等の輸入・売買	・ 指定乳製品等に係る売渡計画の数量の売渡入札の実施	・ 令和6年6月26日付けて農林水産大臣から承認を得たバターの追加輸入分について、7月に輸入入札を実施し、全て20業務日以内に売渡しを実施（96件、3,787トン）		
◇ 指定乳製品等の価格騰貴時等の輸入・売買（輸入業者から現品を受けた日から20業務日以内の売渡し）	◇ 指定乳製品等の価格騰貴時等の輸入・売買（輸入業者から現品を受けた日から20業務日以内の売渡し）	・ 指定乳製品等の価格騰貴時等の輸入・売渡し（輸入業者から現品を受けた日から20業務日以内の売渡し）			

中期計画の概要		令和6年度計画の概要		令和6年度の業務実績の概要	
				<ul style="list-style-type: none"> この追加輸入分について、年末の需要期までに売渡しが可能となるよう、早期に入札を行い、入札から売渡期限までの期間を通常よりも短縮したことにより、年末の需要期に向けて、前年同月の在庫数量を上回る十分なバタ一を確保 	
(3) 緊急対策	☆ 緊急対策の実施（国の要請から原則18業務日以内に事業実施要綱の制定） 【難易度：高】	☆ 緊急対策の実施（国の要請から原則18業務日以内に事業実施要綱の制定）		<ul style="list-style-type: none"> 地震による被災後の経営支援が続く能登において、令和6年9月の大震により繰り返し被災した酪農経営体や、年末年始の不需要期の生乳需給の安定に万全を期すため生乳の出荷調整に取り組む酪農経営体を支援する等の緊急対策事業（計3事業）について、国からの要請文受理後、全て18業務日以内に事業実施要綱を制定又は改正 特に、年末年始の不需要期の生乳需給の安定を図る緊急対策事業について、国からの要請文受理後、翌業務日に事業実施要綱を制定したほか、事業実施主体との連携を図り、不需要期開始までの短期間に酪農経営体へ事業周知、参加申込書の取りまとめ等を実施 	
3 野菜関係業務					
(1) 経営安定対策	☆ 指定野菜価格安定対策事業の生産者補給交付金等の交付（交付申請受理日から11業務日以内に交付）【重要度：高】	☆ 指定野菜価格安定対策事業の生産者補給交付金等の交付（交付申請受理日から11業務日以内）	☆ 契約指定野菜安定供給事業の生産者補給交付金等の交付（交付申請受理日から20業務日以	<ul style="list-style-type: none"> 登録出荷団体等からの交付申請受理日から全て11業務日以内に交付（638件） 登録出荷団体等からの交付申請受理日から全て20業務日以内に交付金等を交付（144件） 	

中期計画の概要		令和6年度計画の概要		令和6年度の業務実績の概要	
内に交付) 【重要度：高】	内に交付)	内に交付)	内に交付)	内に交付)	内に交付)
◆ 特定野菜等供給地育成価格差補給事業等の助成金の交付（交付申請受理日から11業務日以内に交付) 【重要度：高】	◆ 特定野菜等供給地育成価格差補給事業等の助成金の交付（交付申請受理日から11業務日以内に交付)	◆ 特定野菜等供給地育成価格差補給事業等の助成金の交付（交付申請受理日から11業務日以内に交付)	◆ 特定野菜等供給地育成価格差補給事業等の助成金の交付（交付申請受理日から11業務日以内に交付)	◆ 都道府県野菜価格安定法人からの交付申請受理日から全て11業務日以内に助成金を交付(469件)	◆ 都道府県野菜価格安定法人からの交付申請受理日から全て11業務日以内に助成金を交付(469件)
◆ セーフティネット対策の適切な対応	◆ セーフティネット対策の適切な対応	◆ セーフティネット対策の適切な対応	◆ セーフティネット対策の適切な対応	野菜価格安定対策事業実務担当者説明会において、収入保険と野菜価格安定制度の同時利用の特例の内容、留意事項などを説明・周知登録出荷団体・都道府県野菜価格安定法人等からの照会に適切に対応	野菜価格安定対策事業実務担当者説明会において、収入保険と野菜価格安定制度の同時利用の特例の内容、留意事項などを説明・周知登録出荷団体・都道府県野菜価格安定法人等からの照会に適切に対応
◆ 野菜農業振興事業（生産流通合理化）の機動的・弾力的な実施	◆ 野菜農業振興事業（生産流通合理化）の機動的・弾力的な実施	◆ 野菜農業振興事業（生産流通合理化）の機動的・弾力的な実施	◆ 野菜農業振興事業（生産流通合理化）の機動的・弾力的な実施	指定野菜価格安定事業等における現地調査を通じ、登録出荷団体等が、原則として収入保険との重複加入ができるということの周知等を行っていることを確認	契約野菜収入確保モデル事業及び大規模契約栽培産地育成強化事業について、野菜価格安定対策事業実務担当者説明会において、事業説明を実施
(2) 需給調整・価格安定対策					
◆ 野菜農業振興事業（需給調整等）の機動的・弾力的な実施	◆ 野菜農業振興事業（需給調整等）の機動的・弾力的な実施	◆ 野菜農業振興事業（需給調整等）の機動的・弾力的な実施	◆ 野菜農業振興事業（需給調整等）の機動的・弾力的な実施	緊急需給調整事業について、野菜価格安定対策事業実務担当者説明会等において、事業内容等を周知	幅広い業界関係者を会員とし、事務局を機構に置く野菜需給情報等交換会について、会員が各業界の動向等を共有し、野菜の需給動向に関する共通認識を醸成することに重点を置くこととした。開催時期・頻度についても、年度末の1回から需給変動を踏まえた年2回に見直し、令和6年度は12月に冬季分を開催。

中期計画の概要	令和6年度計画の概要	令和6年度の業務実績の概要
		見直しに当たっては、部署横断的なプロジェクトチームによる検討を行い、農林水産省や交換会員と調整を実施
4 特産（砂糖・でん粉）関係業務		
(1) 経営安定対策		
◆ 甘味資源作物交付金の交付（概算払請求書受理日から8業務日以内に交付） 【重要度：高】	◆ 甘味資源作物交付金の交付（概算払請求書受理日から8業務日以内に交付） 【重要度：高】	<ul style="list-style-type: none"> 対象甘味資源作物生産者からの概算払請求書受理日から全て8業務日以内に交付（215件） 甘味資源作物交付金に係る申請・交付手続について、現地関係者からの要請を契機として、具体的な手続の流れ等について関係者と検討を重ねた上で関連規程を改正。これにより電子データによる申請を可能とし、代理人の事務手続の簡素化・負担軽減を実現 対象国内産糖製造事業者からの交付申請受理日から全て18業務日以内に交付（180件）
◆ 国内産糖交付金の交付（交付申請受理日から18業務日以内に交付） 【重要度：高】	◆ 国内産糖交付金の交付（交付申請受理日から18業務日以内に交付） 【重要度：高】	<ul style="list-style-type: none"> ホームページにおいて、制度の仕組みを公開するとともに、さとうきび生産者等を対象として価格調整制度の必要性等を生産地等において情報発信 交流機会の少ない鹿児島・沖縄両県の関係者が一堂に会してさとうきび生産に関する様々な課題を検討する「さとうきび・甘蔗糖関係検討会」を沖縄県で開催
◆ 制度の円滑な運用を図り、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおける制度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図る 【重要度：高】	◆ 制度の円滑な運用を図り、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおける制度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図る 【重要度：高】	<ul style="list-style-type: none"> 対象でん粉原料用いも生産者からの概算払請求書受理日から全て8業務日以内に交付（71件） でん粉原料用いも交付金に係る申請・交付手
◆ でん粉原料用いも交付金の交付（概算払請求書受理日から8業務日以内に交付） 【重要度：高】	◆ でん粉原料用いも交付金の交付（概算払請求書受理日から8業務日以内に交付） 【重要度：高】	

中期計画の概要		令和6年度計画の概要	令和6年度の業務実績の概要
☆ 国内産いもでん粉交付金の交付（交付申請受理日から18業務日以内に交付） 【重要度：高】	☆ 国内産いもでん粉交付金の交付（交付申請受理日から18業務日以内に交付）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内産いもでん粉交付金の交付（交付申請受理日から18業務日以内に交付） 	<p>続について、現地関係者からのお手紙を契機として、具体的な手続の流れ等について関係者と検討を重ねた上で関連規程を改正。これにより電子データによる申請を可能とし、代理人の事務手続の簡素化・負担軽減を実現</p> <p>対象国内産いもでん粉製造事業者からの交付申請受理日から全て18業務日以内に交付（71件）</p>
(2) 需給調整・価格安定対策	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 制度の円滑な運用を図り、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおける制度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図るとともに、輸入指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品の売買実績の公表（月毎の売買実績を翌月15日までに公表） 	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 制度の円滑な運用を図り、本業務の透明性を確保する観点から、ホームページにおける制度の仕組みの公開等を行うことで制度の周知・浸透を図るとともに、輸入指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品の売買実績の公表（月毎の売買実績を翌月15日までに公表） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページにおいて、砂糖の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、「第19回食育推進全国大会」や「第63回農林水産祭実りのフェスティバル」等において、機構が作成したパンフレットの配布やパネルの展示を実施 ・ 機構職員が自ら講師となつて出前講座を実施し、高校生を対象とした講義のほか、栄養学を専攻する大学生に対しては、精糖工業会とのタイアップによる実験を実施 ・ 輸入指定糖・異性化糖等・輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しにおける月毎の売買実績について、全て翌月の15日までに公表 ・ ホームページにおいて、でん粉の価格調整制度の仕組みを公開するとともに、輸入指定でん粉等の買入れ及び売戻しにおける月毎の売買実績について、全て翌月の15日までに公表 ・ でん粉業界からの要望を受け、官民のでん粉研究者が交流する機会の創出を提案し、農林水産省主催の澱粉研究交流会の初開催に全面
	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 輸入指定でん粉の売買実績の公表（月毎の売買実績を翌月15日までに公表） 	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 輸入指定でん粉の売買実績の公表（月毎の売買実績を翌月15日までに公表） 	

中期計画の概要		令和6年度計画の概要	令和6年度の業務実績の概要
		<ul style="list-style-type: none"> 加工でん粉業者からの依頼を受け、調査情報部と連携し、「日本のでん粉を支えるalicのでん粉業務」をテーマとした講演を初めて実施 	<ul style="list-style-type: none"> 的に協力し、研究報告や意見交換が実現
5 情報収集提供業務	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集の的確な実施 	<ul style="list-style-type: none"> 情報検討委員会における意見等を踏まえた調査テーマの重点化 海外における情報収集体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 情報検討委員会で得られた利用者ニーズ等を基に策定した重点テーマに即し、農畜産物の需給及び生産者の経営安定に関する重要情報を提供 同委員会を前年度に引き続き第3四半期に開催し、委員から 의견を踏まえ令和7年度の調査テーマの重点化を早期に実施 米国及び豪州における関係機関との定期会合により、連携を深めた 中国の学術機関等との意見交換を現地（北京）で行い、今後も情報交換を継続的に行うことを見認 中国の学術機関等と企画段階から綿密に打ち合わせを行い、初めての共同現地調査を実施 需給等関連情報1,200件の全てを情報収集から期間内に公表 情報利用者等から181件の問合せがあり、全て翌業務日以内に対応 提供した情報やその提供方法について、その効果を測定するため、各分野の情報誌の読者を対象にアンケート調査を実施（回答1,253件）し、その集計結果は5段階評価で4.2

中期計画の概要		令和6年度計画の概要		令和6年度の業務実績の概要	
◆ ホームページでの情報提供の充実等	◆ ホームページでの情報提供の充実等	◆ ホームページでの情報提供の充実等	◆ ホームページでの情報提供の充実等	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査結果や情報検討委員会における意見等を踏まえた記事や、タイムリーな記事を掲載 ・ 利用者ニーズが高く、需給動向の重要性が増す中国関連の情報について、令和6年度は前年度の4.0倍となる「海外情報」記事をホームページで公表 	
6 TPP等政策大綱への対応					
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとするべき措置					
1 業務運営の効率化による経費の削減					
◆ 業務経費の削減（対前年度比1%減）	◆ 業務経費の削減（対前年度比1%減）	◆ 業務経費(附帯事務費)予算額は、対前年度比の毎年度平均で1.0%を抑制			
◆ 一般管理費の削減（対前年度比3%減）	◆ 一般管理費の削減（対前年度比3%減）	◆ 一般管理費（人件費等を除く）予算額は、対前年度比の毎年度平均で3.0%を抑制			
2 役職員の給与水準の検証					
3 調達の合理化					
4 業務執行の改善					
◆ 業務執行の改善、第三者機関による点検・評価、点検・評価結果の業務運営への反映	◆ 業務の進行状況・実績を四半期毎に点検・評価	◆ 業務の進行状況・実績を四半期毎に点検・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年度計画を具体化するための工程表を年度初めに策定し、これに基づき四半期毎に各部において点検を行うとともに半期毎にヒアリングを実施し、工程表の内容と実績を比較し、業務の進捗状況等の点検・評価を実施 ・ 令和6年6月に外部有識者・専門家からなる機構評価委員会を開催し、令和5年度業務実績に関する自己評価について点検・評価を実施 		
◆ 点検・評価結果の業務運営への反映	◆ 令和5年度実績の第三者機関による点検・評価	◆ 令和5年度実績の第三者機関による点検・評価			
					<ul style="list-style-type: none"> ・ 機構評価委員会の開催後、業務運営に反映すべき指摘事項について整理して対応方針を決

中期計画の概要		令和6年度計画の概要	令和6年度の業務実績の概要
		定し、これに基づき関係各部において業務運営への反映に向けた取組を実施	
5 機能的で効率的な組織体制の整備			
6 補助事業の効率化			
◆ 公募による事業実施主体の選定	◆ 公募による事業実施主体の選定	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業説明会、現地確認調査等の実施 ◆ 事業説明会、現地確認調査等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業説明会、現地確認調査等の実施 ◆ 事業説明会、現地確認調査等の実施
◆ 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たすものを採択	◆ 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たすものを採択	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たすものを採択 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 費用対効果分析、コスト分析等の評価基準を満たすものを採択
◆ 事業実施計画等の承認及び交付決定（申請受理から10業務日以内）	◆ 事業実施計画等の承認及び交付決定（申請受理から10業務日以内）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業実施計画等の承認及び交付決定（申請受理から10業務日以内） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 事業実施計画等の承認及び交付決定（申請受理から10業務日以内）
◆ 補助事業について、達成状況等の自己評価、第三者機関による補助事業の審査・評価、必要に応じた業務の見直し	◆ 補助事業の達成状況の自己評価	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 補助事業の達成状況の自己評価 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 補助事業の達成状況等について自己評価を実施

中期計画の概要		令和6年度計画の概要	令和6年度の業務実績の概要
△ 第三者機関による事業の審査・評価		<ul style="list-style-type: none"> 令和6年7月に外部専門家・有識者からなる補助事業に関する第三者委員会を開催し、事業の評価等を実施 業務の見直しが必要な指摘事項について対応方針を決定し、業務の見直しに向けた取組を実施 	
△ 必要に応じた業務の見直し			
7 デジタル化の推進による業務の効率化			
△ 業務の効率化や新たな価値実現につながるデジタル対応として、業務手続きのオンライン化や、内部管理のデジタル化等、業務運営の効率化を推進	△ 業務の効率化や新たな価値実現につながるデジタル対応として、業務手続きのオンライン化や、内部管理のデジタル化等、業務運営の効率化を推進	<ul style="list-style-type: none"> 理事長のリーダーシップの下、機構内の若手職員で構成する部署横断的なプロジェクトチーム（DX検討チーム）を立ち上げ、業務の効率化に向けたチーム員からの業務改善の提案内容等について検討し、このうち39件について順次、実施・導入するとともに、チーム員を通じて各部署への横展開を実施 前年度に実施したDXアイデアコンクールで提案されたもののうち、各部署の判断にて推進する提案のフォローアップを行い、20件について今後の対応方針を決定 前年度に引き続き、グループウェア（Garoon）を用いた機構内部の申請手続を新たに3件追加 	<ul style="list-style-type: none"> 理事長のリーダーシップの下、機構内の若手職員で構成する部署横断的なプロジェクトチーム（DX検討チーム）を立ち上げ、業務の効率化に向けたチーム員からの業務改善の提案内容等について検討し、このうち39件について順次、実施・導入するとともに、チーム員を通じて各部署への横展開を実施 前年度に実施したDXアイデアコンクールで提案されたもののうち、各部署の判断にて推進する提案のフォローアップを行い、20件について今後の対応方針を決定 前年度に引き続き、グループウェア（Garoon）を用いた機構内部の申請手続を新たに3件追加
△ 情報システムの整備及び管理について、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのつとり適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備	△ 情報システムの整備及び管理について、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのつとり適切に対応するとともに、PMOの設置等の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> PMOがPMOと引き続き連携し、各情報システムが抱える技術的な課題等に対する支援及び助言を合計43件実施 各情報システムの課題への対応状況を明らかにした課題管理表を類似課題に対する参考事例として機構内のグループウェア（Garoon）（SharePoint）で全役職員に共有 	<ul style="list-style-type: none"> PMOがPMOと引き続き連携し、各情報システムが抱える技術的な課題等に対する支援及び助言を合計43件実施 各情報システムの課題への対応状況を明らかにした課題管理表を類似課題に対する参考事例として機構内のグループウェア（Garoon）（SharePoint）で全役職員に共有

中期計画の概要		令和6年度計画の概要	令和6年度の業務実績の概要
			<ul style="list-style-type: none"> PJMO担当者が作成するシステム構築・改修、保守運用業務等に係る調達仕様書について、PMOにおいて、情報セキュリティ等共通的な事項を標準化したひな形及び仕様書の優良事例を解説付きで紹介した「調達仕様書作成の手引」を整備し、グループウェアで全役職員に共有
9 砂糖勘定の短期借入に係るコストの抑制			
		第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	
1 財務運営の適正化			
2 資金の管理及び運用			
第4 短期借入金の限度額			
1 運営費交付金の受入遅延等による資金不足となる場合の資金短期借入金の限度額は単年度4億円とする			
2 国内産糖価格調整事業の支払資金不足における短期借入金の限度額は単年度800億円とする			
3 どんどん粉価格調整事業の支払資金不足における短期借入金の限度額は単年度120億円とする			
第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画			
1 緊急的な経済対策として補正予算で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の国庫納付			
2 平成23年度予備費で措置された畜産業振興事業の実施に伴う返還金等の国庫納付			
第6 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画			
第7 余剰金の用途			
第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項			
1 ガバナンスの強化			
☆ 内部統制の充実・強化	☆ 内部統制委員会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年5月に内部統制委員会を開催し、令和5年度のモニタリング結果の点検等を実施 行動憲章の浸透促進のため、行動憲章周知時間を設け、ポスター掲示及び認識等に関するアンケートを実施 年度計画の変更、財務諸表の承認申請等の業 	
	☆ 役員会の開催		

中期計画の概要	令和6年度計画の概要	令和6年度の業務実績の概要
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 幹部会の開催 ◆ 内部監査の実施 ◆ リスク管理の取組の推進 ◆ 個人情報保護対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 務運営等に関する重要な事項について、理事長の意思決定を補佐するため、役員会を開催(9回) <ul style="list-style-type: none"> 原則毎週、幹部会を開催し、組織として取り組むべき課題の把握・共有等を行い、その内容について職員に周知 内部監査年度計画に基づき、対象とした4部署の所掌業務、法人文書の管理、保有個人情報等の管理及び情報セキュリティ対策に係る業務システム等の運用について、内部監査を実施 令和6年9月にリスク管理委員会を開催し、各部におけるリスク管理の実施状況等について審議 令和6年11月～12月に役職員を対象として、機構全体の適切なリスク管理と再発防止策の実効性を高めることを目的に、動画視聴等による研修を実施 個人情報保護制度等の運用に関する認識度調査を実施し、個人情報の漏えい防止のための対応が適切に行われていることを確認(令和6年7月) 個人情報の適正な取扱いのための研修を個人情報保護管理者及び個人情報保護管理担当者に受講させた(令和7年2月) 個人情報保護管理担当者及び特定個人情報等 	<ul style="list-style-type: none"> 務運営等に関する重要な事項について、理事長の意思決定を補佐するため、役員会を開催(9回) <ul style="list-style-type: none"> 原則毎週、幹部会を開催し、組織として取り組むべき課題の把握・共有等を行い、その内容について職員に周知 内部監査年度計画に基づき、対象とした4部署の所掌業務、法人文書の管理、保有個人情報等の管理及び情報セキュリティ対策に係る業務システム等の運用について、内部監査を実施 令和6年9月にリスク管理委員会を開催し、各部におけるリスク管理の実施状況等について審議 令和6年11月～12月に役職員を対象として、機構全体の適切なリスク管理と再発防止策の実効性を高めることを目的に、動画視聉等による研修を実施 個人情報保護制度等の運用に関する認識度調査を実施し、個人情報の漏えい防止のための対応が適切に行われていることを確認(令和6年7月) 個人情報の適正な取扱いのための研修を個人情報保護管理者及び個人情報保護管理担当者に受講させた(令和7年2月) 個人情報保護管理担当者及び特定個人情報等

中期計画の概要		令和6年度計画の概要		令和6年度の業務実績の概要	
◆ コンプライアンスの推進	◆ コンプライアンスの推進	- 取扱者（各課、長）を対象に、個人情報の取扱いに関する自己点検を実施（令和7年2～3月） - 個人情報保護法等に基づく監視・監督等に関するオンライン説明会（個人情報保護委員会）を職員7名に受講させた（令和7年3月） - 令和6年度コンプライアンス推進計画に基づき、コンプライアンス推進相談等窓口の適切な運営、月2回の「なんでも相談デー」、研修、認識度調査、自己点検及び「コンプライアンス推進週間」（5月、10月）における各種取組を実施 - 令和7年3月にコンプライアンス委員会を開催し、令和6年度の取組実績等を報告するとともに、令和7年度の推進計画について審議の上、策定	- 取扱者（各課、長）を対象に、個人情報の取扱いに関する自己点検を実施（令和7年2～3月） - 個人情報保護法等に基づく監視・監督等に関するオンライン説明会（個人情報保護委員会）を職員7名に受講させた（令和7年3月） - 令和6年度コンプライアンス推進計画に基づき、コンプライアンス推進相談等窓口の適切な運営、月2回の「なんでも相談デー」、研修、認識度調査、自己点検及び「コンプライアンス推進週間」（5月、10月）における各種取組を実施 - 令和7年3月にコンプライアンス委員会を開催し、令和6年度の取組実績等を報告するとともに、令和7年度の推進計画について審議の上、策定	- 情報提供した事項に対する照会については全て翌営業日以内に対応（3件） - 機構から直接補助対象者等に係る情報公開を令和6年9月末までにホームページで公表（畜産1回、野菜1回） - 生産者等に渡った資金の事業別・地域別の総額を令和6年9月末までにホームページで公表（畜産1回、野菜1回）	- 情報提供した事項に対する照会については全て翌営業日以内に対応（3件） - 機構から直接補助対象者等に係る情報公開を令和6年9月末までにホームページで公表（畜産1回、野菜1回） - 生産者等への資金に係る情報公開（翌年度9月末までに公表） - 徴収した輸入指定糖等の調整金総額等の公表（四半期毎に四半期終了月の翌月末までに公表）
2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）					
3 情報公開の推進					
◆ 情報開示及び照会事項への対応（原則翌業務日以内に対応）	◆ 情報開示及び照会事項への対応（原則翌業務日以内に対応）	◆ 機構から直接補助対象者等に係る情報公開（翌年度9月末までに公表）	◆ 機構から直接補助対象者等に係る情報公開（翌年度9月末までに公表）	◆ 生産者等への資金に係る情報公開（翌年度9月末までに公表）	◆ 徴収した輸入指定糖等の調整金総額等の公表（四半期毎に四半期終了月の翌月末までに公表）

中期計画の概要		令和6年度計画の概要 表)	令和6年度の業務実績の概要
◆ 畜産業振興事業により事業実施主体等において造成された基金の保有状況、今後の使用見込み等の公表	◆ 畜産業振興事業により事業実施主体等において造成された基金の保有状況、今後の使用見込み等の公表	<p>期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について全て四半期終了月の翌月末までにホームページで公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基金管理基準に基づき、対象基金（4基金）の名称、基金額等の基本的事項等を令和6年10月にホームページで公表 	<p>期毎に取りまとめ、その実績及び収支状況について全て四半期終了月の翌月末までにホームページで公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基金管理基準に基づき、対象基金（4基金）の名称、基金額等の基本的事項等を令和6年10月にホームページで公表
4 消費者等への広報			<p>◆ ホームページ等での情報提供の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ ホームページの「消費者コーナー」の充実等による消費者等への分かりやすい情報提供の推進 <p>◆ 消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 消費者等の理解の促進を図るための消費者等との意見交換会等の開催

中期計画の概要		令和6年度計画の概要	令和6年度の業務実績の概要
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 出張大に向けた取組の回では、聴取者へのアンケート調査において理解度が4.7と高評価 ・ 「第19回食育推進全国大会」等に参加し、来場者に対し、機構業務や農畜産物の正しい知識等に関する情報を発信 	<p>出張大に向けた取組の回では、聴取者へのアンケート調査において理解度が4.7と高評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「第19回食育推進全国大会」等に参加し、来場者に対し、機構業務や農畜産物の正しい知識等に関する情報を発信
5 情報セキュリティ対策の向上	△ 情報セキュリティ対策の改善	△ 情報セキュリティ対策の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度情報セキュリティ対策推進計画に基づき以下の取組を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ① 役職員を対象として外部講師による動画配信型の情報セキュリティ研修、標的型メール訓練等を実施 ② 情報セキュリティインシデントへの対応力を高めるため、外部通信遮断訓練及び情報システム担当職員を対象とした連絡訓練を実施 ③ 情報セキュリティ対策等について、ポップアップ形式で役職員に対し随時周知 ④ 情報システムを対象に、情報セキュリティ対策を維持・強化するためのセキュリティ診断及びヒアリングを実施 ⑤ サイバー攻撃や不正アクセスに対する対策として、外部ファイアウォール、プロキシサーバ、IPSによる外部監視サービス等の運用を継続 ⑥ NISCが令和5年度に実施した情報セキュリティ監査(マネジメント監査)及びペネトレーションテストのフォローアップに対し、適切に対応

中期計画の概要	令和6年度計画の概要	令和6年度の業務実績の概要
		<ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティ委員会を開催し、令和6年度情報セキュリティ対策の実績を報告するとともに、令和7年度情報セキュリティ対策推進計画の了承を得た（令和7年3月）。
6 施設及び設備に関する計画		
7 積立金の処分に関する事項		
8 長期借入れを行う場合の留意事項		

7 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

① 主務大臣

a l i c の主務大臣は、独立行政法人農畜産業振興機構法（以下「機構法」という。）に基づき、農林水産大臣となっております。

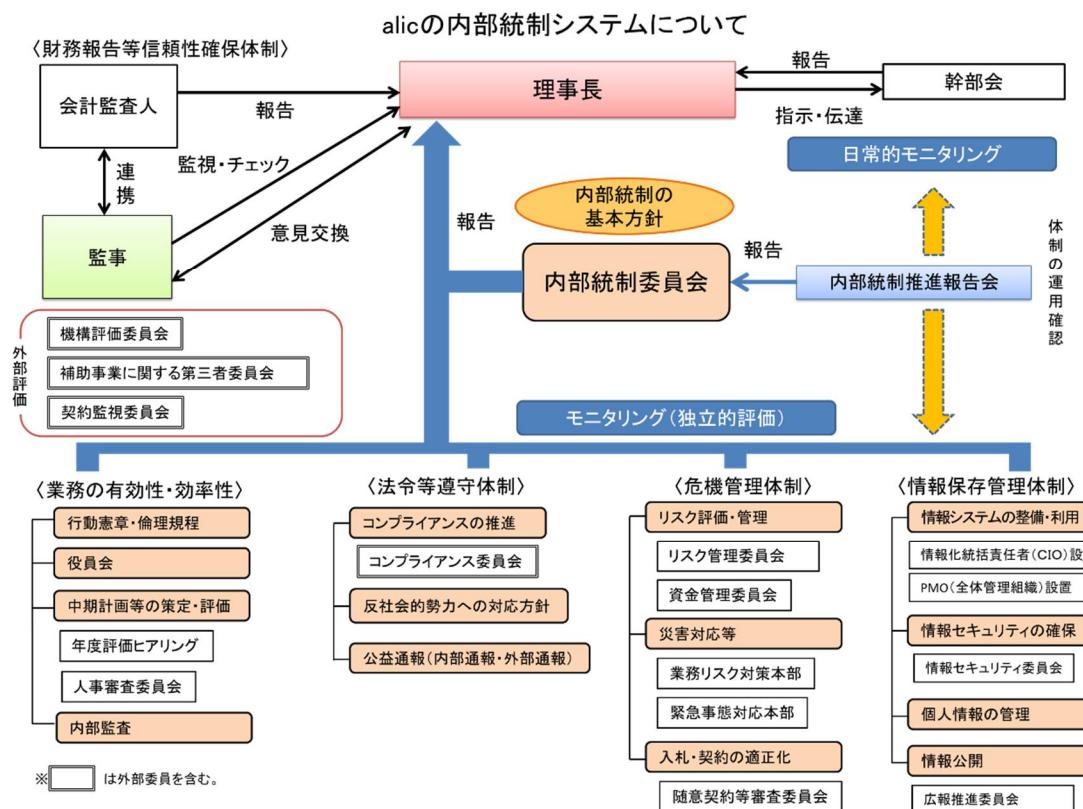
② ガバナンス体制図

平成 26 年の独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）の一部改正等を踏まえ、業務方法書の一部改正を行い、これに基づき平成 27 年に内部統制に関する基本方針を制定しました。同方針では、役職員の職務の執行を関係法令に適合させるなど a l i c の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を、次図のとおり整備しています。

この内部統制システムによるガバナンスとして、内部統制の推進を図るための体制を整備し、内部統制の有効性を監視するために業務管理や業務改善等の通常の業務に組み込まれて行われる日常的モニタリングに加え、後述の委員会等における推進状況の点検及び検討等を行うため内部統制委員会を設置するとともに、①業務の有効性及び効率性の確保、②法令等の順守、③危機管理、④情報保存管理を軸に体制を整備し、それぞれに設置した委員会等によりモニタリング（独立的評価）を行っています。

また、内部統制の有効性のチェックのため、通則法に基づく監事及び会計監査人の監査に服するとともに、a l i c 独自の対応として、毎年の事業の実績や補助事業の執行、契約の実施状況について、外部の有識者に評価・点検を受けるための仕組みを設けることで、業務の遂行に際しての P D C A サイクルの徹底を図っています。

内部統制システムの整備に関する事項の詳細につきましては、業務方法書をご覧ください。<https://www.alic.go.jp/disclosure/about-alic.html>



(2) 役員等の状況

① 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴 (令和7年3月31日現在)

役職	氏名	任期	担当	経歴
理事長	あもう なかし 天羽 隆	令和5年4月1日 ～ 令和10年3月31日		昭和61年4月 農林水産省入省 令和3年7月 林野庁長官 令和4年6月 農林水産省退職
副理事長	せじま ひろこ 瀬島 浩子	令和5年10月1日 ～ 令和9年9月30日	機構業務の全般・業務監査室担当	昭和59年4月 畜産振興事業団入団 平成31年4月 農畜産業振興機構参与（調査情報部） 令和元年9月 農畜産業振興機構退職 令和元年10月 農畜産業振興機構総括理事
総括理事	もりた けんじ 森田 健児	令和5年10月1日 ～ 令和7年9月30日	地方事務所関係業務の総括・総務部・経理部・企画調整部担当	平成2年4月 農林水産省入省 令和3年7月 農林水産省大臣官房付 令和3年9月 農林水産省退職（役員出向） 令和3年10月 農畜産業振興機構理事

総括理事	しんのう 新納　まさゆき 正之	令和5年10月1日 ～ 令和7年9月30日	畜産関係業務の総括・酪農乳業部担当	平成4年4月 農林水産省入省 令和4年4月 農林水産省東北農政局地方参事官 令和5年7月 農林水産省畜産局畜産振興課付 令和5年9月 農林水産省退職（役員出向）
理事	ふじの 藤野　哲也	令和5年10月1日 ～ 令和7年9月30日	調査情報部担当	昭和59年4月 畜産振興事業団入団 平成30年4月 農畜産業振興機構畜産振興部付 令和3年9月 農畜産業振興機構退職 令和3年10月 農畜産業振興機構理事
理事	ふじしま 藤島　博康	令和5年10月1日 ～ 令和7年9月30日	畜産経営対策部・ 畜産振興部担当	昭和61年4月 畜産振興事業団入団 令和3年4月 農畜産業振興機構畜産振興部付 令和5年9月 農畜産業振興機構退職
理事	つがわ 津川　貴久	令和5年10月1日 ～ 令和7年9月30日	野菜業務部・野菜 振興部担当	昭和62年4月 外務省入省 令和5年9月 外務省大臣官房 令和5年9月 外務省退職（役員出向）
理事	とくだ 得田　啓史	令和5年10月1日 ～ 令和7年9月30日	特産調整部・特產 業務部担当	平成4年4月 農林水産省入省 令和4年6月 復興庁岩手復興局長 令和5年6月 農林水産省大臣官房付 令和5年9月 農林水産省退職（役員出向）
監事 (常勤)	もりやま 守山　郁雄	令和4年4月1日 ～ 令和9年度財務諸表の 農林水産大臣承認日		昭和59年4月 住友商事（株）入社 令和2年6月 住友商事（株）国内担当役員付 令和4年3月 住友商事（株）退職
監事 (常勤)	わたなべ 渡邊　まさかず 雅一	令和5年6月22日 ～ 令和9年度財務諸表の 農林水産大臣承認日		昭和62年4月 明治乳業（株）入社 令和4年6月 明治飼糧（株）常務取締役 令和5年6月 （株）明治退職

② 会計監査人の氏名又は名称及び報酬

会計監査人は有限責任あづさ監査法人であり、当該監査法人及び当該監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当該事業年度の当法人の監査証明業務に基づく報酬の額は19百万円（税込）です。

なお、当事業年度の当法人の非監査業務に基づく報酬については該当ありません。

（3）職員の状況

令和6年度末の常勤職員数は226人（前期末227人）であり、平均年齢は41.3歳（前期末42.1歳）となっています。このうち、国からの出向者は16人です。

（4）重要な施設等の整備等の状況

① 当事業年度中に完成した主要施設等

該当ありません。

② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充

該当ありません。

③ 当事業年度中に処分した主要施設等

該当ありません。

(5) 純資産の状況

① 資本金の状況

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	30,555	—	—	30,555
資本金合計	30,555	—	—	30,555

令和6年度末の資本金（政府出資金）は30,555百万円であり、その内訳は畜産勘定29,965百万円、野菜勘定261百万円、肉用子牛勘定329百万円となっています。

② 目的積立金等の状況

令和6年度は、目的積立金の申請を行っていません。

積立金の取崩状況については、事業の財源に充当するため補給金等勘定において598百万円、野菜勘定において8百万円、でん粉勘定において126百万円、前中期目標期間繰越積立金を取り崩しています。

補給金等勘定の取崩しは、中期計画の積立金の処分に関する事項において定めた独立行政法人農畜産業振興機構法第10条第1号口からへまでに規定する業務及びこれらに附帯する業務に充てるため、令和5年6月28日付で主務大臣から承認を受けて行つたものです。

野菜勘定の取崩しは、中期計画の積立金の処分に関する事項において定めた自己収入財源で取得した固定資産の減価償却に充てるため、令和5年6月28日付で主務大臣から承認を受けて行つたものです。

また、でん粉勘定の取崩しは、中期計画の積立金の処分に関する事項において定めた独立行政法人農畜産業振興機構法第10条第5号ホ及びヘに規定する業務に充てるため、令和5年6月28日付で主務大臣から承認を受けて行つたものです。

(6) 財源の状況

① 財源（収入）の内訳（運営費交付金、国庫補助金、業務収入、その他）

令和6年度の法人単位の収入決算額は280,502百万円で、その内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	金額	構成比率
運営費交付金	3,073	1.1%
国庫補助金	4,823	1.7%

その他の政府交付金	127,079	45.3%
業務収入	65,290	23.3%
その他の収入（運用収入 他）	80,237	28.6%
合計	280,502	100%

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっており合計額と一致しないことがあります。

② 自己収入に関する説明

当法人における自己収入として、業務収入、その他の収入があります。

収入全体の約2割を占める業務収入の内訳は、輸入乳製品売渡収入25,615百万円、指定糖調整金・異性化糖調整金・加糖調製品調整金収入30,661百万円、でん粉価格調整事業収入9,014百万円となっております。

輸入乳製品売渡収入は、WTO協定に基づき、国家貿易機関としての国際約束数量(カレント・アクセス)の指定乳製品等の輸入・売渡しと国内需給に応じた指定乳製品等の追加輸入・売渡しを行うことにより得られるものです。

また、指定糖・異性化糖・加糖調製品調整金収入は、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき輸入される指定糖、異性化糖、加糖調製品の買入れ・売渡し、でん粉価格調整事業収入は、同法に基づき輸入されるコーンスター用とうもろこしの買入れ・売渡しを行うことにより得られるものです。

また、その他の収入は、運用収入592百万円のほか、畜産勘定における資金より受入9,651百万円、砂糖勘定における借入金59,602百万円などとなっております。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

業務における環境配慮については「独立行政法人農畜産業振興機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める実施計画(令和4年度～令和12年度)」を策定し、毎年度、環境物品等の調達を推進するほか、電気使用量やコピー用紙等の使用量の削減に努めております。また、環境配慮の一環として、「クールビズ」の励行をはじめとして政府の夏季及び冬季の省エネルギーの取組に協力するとともに、ワークライフバランスの観点からも定時退勤の促進等に取り組んでいます。

この他、社会貢献活動の推進については、女性活躍推進法に基づく管理職への女性の積極的な登用や障害者雇用促進法に基づく障害者雇用、「国民安全の日」における安全確保の取組、国土緑化運動の推進のための「緑の募金運動」への協力や農畜産業の振興に寄与する行事への後援等を行っています。

(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉

a l i cは、国民生活上重要な農畜産物を対象に、経営安定対策、需給調整・価格安定対策、家畜疾病や自然災害等に係る緊急対策、情報収集提供業務等を的確に実施する

を通じて、農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与するという役割を担っています。

このため、事業ごとに業務システムを整備し、迅速かつ正確な業務の執行を可能とする体制を整え、これらの業務を機動的かつ効率的に実施しています。加えて、キャリアパス等の設定、女性管理職の育成、シニア層の職員の活用等を規定した人事管理・人材育成に関する指針を定め、人的資本の確保・強化に取り組んでいます。

令和6年度においてはこれらの取組を継続するとともに、業務のデジタル化の更なる進展に適切に対応できるような人材の育成に取り組みました。また、「えるぼし認定」(女性活躍推進)を継続し、更なる女性職員の能力向上・活用を図るとともに、法人価値の向上及び優秀な人材確保に努めています。

8 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

リスク管理については、独立行政法人農畜産業振興機構リスク管理規程及びリスク管理の手引き等を整備するとともに、リスク管理委員会を設置し、その推進を図ることとしています。リスク管理委員会を中心とした体制の下、各部署において、その実施する業務について、あらかじめリスクとなりうる項目を列挙してモニタリングし、定期的な点検と年間の取組実績の評価・改善を行うことにより、P D C Aサイクルに基づくリスク管理を行っています。

令和6年度は、リスク管理の実効性向上のため、リスク意識向上に関する動画視聴等による研修を実施することにより、職員に対するリスク管理の重要性の涵養を図っています。

(参考) 図2 リスク管理のプロセス

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

デジタル社会の実現に向けた取組が一層加速し、D X (デジタルトランスフォーメーション)の推進が強く求められる中、令和6年度は、横断的なプロジェクトチーム(D X検討チーム)を立ち上げ、業務の効率化に向けた諸課題について検討し、業務運営の簡素化・効率化等を図りました。

また、情報システムの統一的かつ効率的な整備及び管理を推進するため、令和5年度に設置したPMOによるPJMOへの支援を積極的に行いました。

なお、情報セキュリティ対策については、外部ファイアーウォールやメールセキュリティ対策ソフトの運用に加え、役職員を対象とした研修、標的型メール訓練等を実施するなどハード・ソフトの両面からの取組を継続しています。

第5期中期目標には、業務運営の効率化として業務手続きのオンライン化や内部管

理のデジタル化等を推進するほか、情報システムの整備及び管理について、適切に対応するための体制整備を行い、情報セキュリティ対策やDXの推進に不可欠なデジタル人材の育成・確保等による体制の強化を図ることとされています。このほか、人材の育成については、研修、関係機関との人事交流、在外経験に関する取組や女性の活躍推進に係る取組についても明記されています。これらの目標については、中期計画及び年度計画に基づき、着実に取り組むことが必要と考えています。

図2

